

# 令和元年度事業報告

(H 31.4. 1~R 2.3.31)

事業の推進に当たっては「暴力のない日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」に寄与するため、県警察及び県弁護士会並びに各地域・職域の暴力排除組織等関係機関と緊密に連携し、次の12事業を積極的に推進した。

1 広報啓発事業	<p>1 「第28回暴力追放岐阜県民大会」の開催</p> <p>令和元年8月29日、不二羽島文化センター・スカイホールにおいて、会長古田県知事（代理）以下の各役員、暴力排除団体役員等県民約800名の参加を得て大会を開催</p> <p>第1部 ・暴力追放功労者、暴力追放功労団体の表彰 ・暴力追放大会宣言を採択</p> <p>第2部 ・暴排寸劇 岐阜県弁護士会 民事介入暴力被害者救済センター弁護士有志 『STOP!!みかじめ NO!!不当要求』</p> <p>第3部 ・岐阜県警察音楽隊演奏会</p> <p>2 広報啓発宣伝活動</p> <p>(1) 広報資料等の作成、配布</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○機関紙<ul style="list-style-type: none"><li>・暴追ネットワークNo. 54 2, 200部 (R1.7)</li><li>・暴追ネットワークNo. 55 1, 800部 (R2.1)</li></ul></li><li>○「岐阜県暴力追放だより」No. 114号、No. 115号、No. 116号、No. 117号を延べ4, 200事業所等へ発信</li><li>○パンフレット<ul style="list-style-type: none"><li>・暴力団撃退マニュアル改訂版 2, 000部</li></ul></li><li>○カレンダー（暴力団対応要領10則） 6, 500部</li><li>○リーフレット（暴力追放のために） 3, 000部</li><li>○クリアファイル 2, 000部</li></ul> <p>(2) 図書の購入配布</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教本冊子「企業・行政対象暴力の現状と対策」 1, 600部</li><li>・教本冊子「責任者講習教本」 1, 600部</li></ul> <p>(3) ビデオ、DVDの購入と活用（講習、貸出等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保有暴力追放DVD 35本</li><li>・責任者講習27回、貸出15回に活用</li></ul> <p>(4) 新シンボルマークを浸透させるため、ロゴマークの入ったクリアファイル等、同マーク入りグッズを作成の他、昨年はマーク入りのスポーツタオルを作成し、県民大会や当センター関連協議会等に配付するなど、シンボルマークの普及による当センターの認知度の向上を図った。</p>
----------	---

<p>2 地域・職域支援事業</p>	<p>1 各地域、職域暴排活動支援事業の推進</p> <p>(1) 既設の暴力排除組織10組織（「岐阜地区」、「柳ヶ瀬地区」、「各務原市」、「山県市」、「瑞穂・本巣・北方地区」、「養老・上石津地区防犯協会」、「東濃西部地区」、「下呂市」、「高山・白川地区」、「飛騨市」）に対して、指導・助成金等を交付し、自主暴力排除活動を支援</p> <p>(2) 岐阜県新県庁舎建設事業及び各務原市新庁舎建設事業における暴力団等排除(対策)協議会の設立等を支援した（県庁12月20日設立、各務原市2月26日設立）</p> <p>2 各種団体、企業等の暴力排除活動に対する支援</p> <p>(1) 暴力追放マニュアル等の資料提供</p> <p>(2) 「不当要求防止責任者選任事業所」のプレート等を作成し各機関や事業所に配布</p> <p>(3) 暴力追放ビデオ・DVDの貸出 15回</p> <p>(4) 企業や団体等の暴追講演や職員研修の講師等 60回</p>																						
<p>3 暴力相談事業</p>	<p>1 常設暴力相談事業</p> <p>令和元年中に976件の暴力相談を受理 その内容及び処理状況は別紙「令和元年中における暴力相談の状況」のとおり</p> <p>● 暴力相談受理件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="488 1059 1390 1211"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>543</td> <td>603</td> <td>604</td> <td>609</td> <td>620</td> <td>636</td> <td>782</td> <td>923</td> <td>918</td> <td>976</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 情報交換事業</p> <p>金融、証券、建設業等のコンプライアンス部門と警察、弁護士会（民暴委員会）、暴追センターとの連携による情報交換勉強会「きぼう塾」を令和元年9月30日に開催</p> <p>3 法律相談事業</p> <p>毎週水曜日の午後2時から、暴追センター第1ビルの暴追センター事務所において暴力追放相談委員（暴追センター委嘱の弁護士）による法律相談を実施（暴追センター相談委員同席、実施回数50回、延べ弁護士97名、延べ相談委員50名、相談受理件数12件）</p>	年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	件数	543	603	604	609	620	636	782	923	918	976
年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1													
件数	543	603	604	609	620	636	782	923	918	976													
<p>4 少年対策事業</p>	<p>1 少年に対する暴力団の影響排除活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシ「少年を暴力団から守るために」を利用し、少年に対する暴力団の影響排除に関する広報を実施</li> <li>・ 平成31年4月24日に警察本部生活安全部少年課と合同で、少年指導員及び関係団体等に対する研修会を開催</li> </ul>																						
<p>5 暴力団離脱者社会復帰支援事業</p>	<p>1 暴力団離脱者社会復帰支援事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団離脱者の社会復帰に係る広域協定に参加する34都府県との情報共有と連携の実施</li> <li>・ チラシ「暴力団離脱者の支援活動」を利用した社会復帰事業の広報の実施</li> </ul>																						

	<p>2 暴力団員の組織離脱相談を通じての離脱促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業相談受理 1件</li> </ul> <p>3 離脱者雇用企業に対する給付金の交付 無し</p>
6 公安委員会受託事業	<p>1 法定責任者講習の実施 行政及び金融、保険業、建設業、販売業等から選任された不当要求防止責任者に対して、県下各地で合計27回、1,587名に講習を実施</p> <p>2 行政機関に対する講習の実施 行政対象暴力対応講習を5回、407名に対して実施</p> <p>3 法定責任者講習に準じた講演の実施 県下各地において、市役所、銀行、JA、建設業、生コン業、警備業等の事業所及び団体に対し、センター独自の講演を60回実施</p>
7 不当要求情報管理機関援助事業	<p>1 情報支援活動 不当要求情報管理機関である競馬保安協会（中京事務所笠松駐在）、日本証券業協会及び預金保険機構と常時被害防止について情報交換等を実施</p>
8 被害者保護救済事業	<p>1 訴訟費用貸付及び見舞金支給事業 令和元年度中の訴訟費用の借入れ申し込み及び見舞金支給の該当事案はなかった。</p> <p>2 被害者等保護支援事業 相談者の要望に基づく対応弁護士の紹介及び訴訟対応事案は12件</p> <p>3 暴力団組事務所使用差止請求 当該事案に対する相談や申出はなかった。</p>
9 研修事業	<p>1 少年指導委員に対する研修 平成31年4月24日、警察本部において、少年指導委員（「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」によって設置）に対し、少年に対する暴力団の影響排除活動に必要な知識、要領の習得研修を県警と合同で実施</p> <p>2 行政対象暴力排除研修会の開催 令和元年11月29日、警察本部において、地方公共団体危機管理担当者と暴力追放推進委員を対象とした、「不当要求対策研修会」を開催</p>
10 暴力団調査研究事業	<p>1 実態把握のためのアンケート調査の実施 法定責任者講習実施時に受講者1,587人に対し、暴力団員等の不当要求の実態、暴力排除意識の広がり及び不当要求防止責任者としての対決意識等についてアンケート調査を実施 ～取りまとめは別紙「責任者講習時におけるアンケート調査の概要」のとおり～</p> <p>2 情報の収集、調査及び提供 ○ 「公知情報検索システム」の効果的運用等により、反社会的勢力情報を提供</p>

	<p>○ 新聞、雑誌等の刊行物、暴力相談やアンケート調査の分析等により、暴力団及び暴力団員等に関する情報の収集、調査及び管理を行うとともに、暴力団排除及び被害の未然防止のための情報を提供</p> <p>3 暴力団等「反社会的勢力」の活動実態の把握と対応研究 令和元年10月29日、全国センター主催の「反社セミナー」に参加し、全国的な暴力団等「反社会的勢力」の情勢と対応に関する研修を受講した他、岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター等との意見交換研修等を実施</p> <p>4 情報公開の実施 ・ 当センターの「情報公開規程」に基づき、県民の理解と信頼を深めるため、事業計画・事業実施結果等の情報を、ホームページ (<a href="https://gifu-b.sakura.ne.jp">https://gifu-b.sakura.ne.jp</a>) 及び暴力追放ネットワークで公表 ・ 令和元年度に情報公開請求申請は無し</p>
<p>11 暴力団対策 功労者表彰事業</p>	<p>1 県民大会表彰 第28回暴力追放岐阜県民大会において、暴力追放活動に功労のあった個人、団体に対して実施 ・ 知事・警察本部長の連名表彰 暴力追放功労 個人5名 団体1団体 ・ 暴追センター理事長感謝状 暴追センターへの寄附 個人4名 企業6社</p> <p>2 全国表彰 令和元年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放運動に功労のあった個人2名に対し、警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長の連名による銀賞及び銅賞を受賞</p> <p>3 中部管区表彰 中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会において、暴力追放運動に功労のあった個人1名・暴排協議会1団体に対し、中部管区警察局長・中部ブロック暴追協議会会長の連名表彰</p>
<p>12 暴力団事務所付近生活平 穏確保事業</p>	<p>1 暴追センター第1ビル管理規約に基づく集会の開催 暴追センタービル管理規約に基づく「第7回集会」を開催し、管理状況の報告について承認可決</p> <p>2 暴追センター第2ビルについて 岐阜市小柳町に所在の暴追センター第2ビルは、これまで隣接の暴力団事務所の監視活動用として活用してきたが所期の目的を遂げたことから、地域活性化に資するため、令和2年3月9日付で売却</p>